

第2回 建設業社会保険推進連絡協議会（概要）

1. 開催日時等

平成30年1月15日（月）14：30～16：00

於 都道府県会館 1階 101大会議室

2. 参加者

蟹澤教授（会長、芝浦工業大学）、建設業者団体65団体、その他関係団体7団体、厚生労働省労働基準局、同省年金局、同省保険局、日本年金機構、国土交通省土地・建設産業局等

3. 議事概要

（1）平成29年度の取組状況について【資料1】

- 平成29年度の取組について、これまでの実施状況及び今後実施する取組を事務局より報告・説明した。

（2）社会保険加入等の状況について【資料2】

- 社会保険加入及び賃金の状況等に関する調査結果、入札契約適正化法に基づく実施状況調査結果及び建設業許可業者の加入率（推計値）について、事務局より報告した。

（3）今後の取組の方向性について【資料3】

- 今後の方向性として、事務局より以下の①～⑥を提示した。
 - ①地域における優良な取組事例の共有
 - ②加入対策の更なる合理化・適正化
 - ③未加入企業への対策の強化
 - ④法定福利費の確保の取組の強化
 - ⑤継続的な実態把握
 - ⑥その他（法令上社会保険への加入義務のない者への対応策）

（一社）日本型粋工事業協会の実施した今年度の雇用実態調査結果（資料2 P. 6）で、型粋大工及び型粋解体工の社会保険加入率が大幅に上昇したことにつき、当協会から以下のとおり補足説明があった。

加入率が上昇した理由について、①委員会を立ち上げ、全国の代表者を集め、取組の検討や徹底的な周知を行ったこと、②協会独自で法定福利費を内訳明示した見積書作成のソフトを開発し会員へ配布したこと、③平成29年度

から未加入者は現場入場ができないことを合言葉とするとともに、雇用実態調査を実施してその結果を会員及び会員以外にも周知したこと、④協会の総会等において、国土交通省より計3回講演をしてもらったこと等が奏功したと考えている。

また、出席者から以下の発言があった。

(取組の進め方)

- 今後開催する都道府県単位の地域会議に当たっては、より効果を高めるため都道府県や市町村等の自治体はもとより、民間発注者として経済団体もメンバーに加えて実効性のある会議としてほしい。
- 加入企業に限定する取組は地方公共団体や民間発注者だけでなく、対応されている防衛省、農林水産省以外の他の省庁や独立行政法人などにも広めてほしい。
- 厚生労働省と国土交通省合同の立入調査を全国的に実施してほしい。
- 今後の取組の方向性について、建設業の許可更新時において、未加入企業を認めないとされている取組を是非進めてほしい。

(法定福利費の確保)

- 法定福利費は義務的な負担であり、競争性のないものであることから、契約上は内訳として明示するのではなく、外枠で明示して取扱いを明確にして確実に確保されるようにすべき。入契調査では、公共工事の中でも法定福利費が適切に積算されていない状況が見受けられる。行政による指導の徹底のみならず、民間工事も含めた法定福利費の確実な確保に向けた取組が更に徹底されるようお願いしたい。
- 発注者から法定福利費がもらえない状況があるため、法定福利費を別枠とし、競争されない形で支払われるよう制度化を検討してほしい。
- 特に地方では仕事量の増減が激しく、社会保険への加入が困難。厚生年金には国民年金のような支払い猶予制度がないと聞いているが、社会保険へ加入させるため、仕事量の増減に応じた社会保険制度を検討してほしい。

以上